

# 山梨県国民健康保険・後期高齢者医療「被保険者記号・番号」等一覧表

この一覧表は、レセプトの資格確認を行うための「被保険者マスタ」の設定状況を示す一覧表であり、実際の被保険者証のレイアウトと異なる場合がございます。

《国民健康保険》 ※番号欄の○は最大桁数を示しております。

(令和3年4月1日～)

保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	記号	番号	保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	記号	番号	
十 市	甲府市	19.001.7	R3.7.31	うぐいす色		南	早川町	19.072.8	R3.7.31	うぐいす色		60000000
			R5.7.31	うすだいたい色					R4.7.31	うすだいたい色		
	富士吉田市	19.002.5	R3.7.31	薄紫色		巨	身延町	19.073.6	R3.7.31	うぐいす色		60000000
			R4.7.31	クリーム色					R4.7.31	うすだいたい色		
	都留市	19.004.1	R4.7.31	うすだいたい色		摩	南部町	19.074.4	R3.7.31	うぐいす色		60000000
	山梨市	19.005.8	R3.7.31	うぐいす色		郡	富士川町	19.110.6	R3.7.31	うぐいす色		60000-0000
			R4.7.31	うすだいたい色					R4.7.31	うすだいたい色		
	大月市	19.006.6	R3.7.31	うぐいす色		摩中	昭和町	19.079.3	R3.7.31	うぐいす色		000000
			R4.7.31	うすだいたい色					R4.7.31	うすだいたい色		
	韮崎市	19.007.4	R3.7.31	うぐいす色		南	道志村	19.097.5	R3.7.31	うぐいす色		975-00000
			R4.7.31	うすだいたい色					R4.7.31	うすだいたい色		
	南アルプス市	19.008.2	R3.7.31	うぐいす色		都	西桂町	19.098.3	R3.7.31	うぐいす色		20-00000000
		R4.7.31	うすだいたい色					R4.7.31	うすだいたい色			
北杜市	19.009.0	R3.7.31	うぐいす色		留	忍野村	19.099.1	R3.7.31	うぐいす色		59-00000000	
		R4.7.31	うすだいたい色					R4.7.31	うすだいたい色			
甲斐市	19.010.8	R3.7.31	うぐいす色		郡	山中湖村	19.100.7	R3.7.31	うぐいす色		20-00000000	
		R4.7.31	うすだいたい色					R4.7.31	うすだいたい色			
笛吹市	19.011.6	R3.7.31	うぐいす色		郡	鳴沢村	19.104.9	R3.7.31	うぐいす色		20-00000000	
		R4.7.31	うすだいたい色					R4.7.31	うすだいたい色			
上野原市	19.012.4	R3.7.31	うぐいす色		北	小菅村	19.106.4	R3.7.31	うぐいす色		1064-000000	
		R4.7.31	うすだいたい色					R4.7.31	うすだいたい色			
甲州市	19.013.2	R3.7.31	橙色		留	丹波山村	19.107.2	R3.7.31	うぐいす色		1072-000000	
		R4.7.31	うぐいす色					R4.7.31	うすだいたい色			
中央市	19.014.0	R3.7.31	うぐいす色		郡	富士河口湖町	19.108.0	R3.7.31	うぐいす色		00000000	
		R4.7.31	うすだいたい色					R4.7.31	うすだいたい色			
代西 郡八	市川三郷町	19.109.8	R3.7.31	うぐいす色		県	医師国保組合	19.367.2	R6.3.31	ピンク色		20-000-000-0000
			R4.7.31	うすだいたい色								

## 《後期高齢者医療》

保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	被保険者番号
山梨県後期高齢者 医療広域連合	39190000	R3.7.31	薄紫色	00000000
		R4.7.31	さくら色	

※二段書きの「有効期限」については、上段が令和2年4月1日から、下段が令和3年8月1日から表記の期日までとなります。(後期高齢者医療については、上段が令和2年8月1日から、下段が令和3年8月1日から表記の期日までとなります。)

※後期高齢者医療の保険者番号については、27市町村で異なります。

### 【レセプト請求時等における留意事項】

■被保険者記号・番号について、券面が「記号」「番号」と表記されている保険者と「記号・番号」と表記されている保険者がありますが、電子レセプトの請求は、上記一覧表のとおり「被保険者記号」をNULL(なし)とし、「被保険者番号」に全て記録していただきますようお願いいたします。

※ハイフンの形式は、全角マイナス(-)でお願いいたします。なお、電子レセプトデータにおける被保険者番号は、全角若しくは半角での記録が認められていますが、半角で記録する場合、ハイフンの形式は半角マイナス(-)でお願いいたします。

■令和3年4月若しくは8月以降、山梨県内保険者の国保被保険者証に「枝番(2桁)」が付与されます。(枝番がない場合においても、医療機関等窓口でのオンライン資格確認は可能です。)

上記に伴い、令和3年9月診療分以降のレセプトには、「枝番」等を記録して請求していただくこととなりますのでご留意ください。(詳細については、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」をご確認願います。)

■市町村国保においては、被保険者証が更新される令和3年8月から、70歳以上75歳未満の被保険者の被保険者証と高齢受給者証が一体化されて、1枚となりますのでご承知おき願います。(都留市は令和4年8月から)

- (注) 1. 国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)、国民健康保険高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証は毎月確認してください。  
 2. 被保険者証の有効期限については、被保険者によって変更になる場合があります。  
 3. 後期高齢者医療については、広域内で市町村の異動があった場合、保険者番号等が変更となります。なお、この場合は、それぞれの保険者番号ごとに診療(調剤)報酬明細書を作成することとなります。  
 4. 法定外給付については、被保険者証等で確認のうえ、法定給付とは別に請求書を作成し、分けて提出してください。  
 ※国民健康保険中央会ホームページ「制度関係資料等-法定外現物給付一覧」(<https://www.kokuho.or.jp/>)でも閲覧できます。  
 5. 県外保険者(全国決済制度)分も併せて本会に請求してください。  
 6. 振込銀行等指定金融機関の変更は、特別の場合(新規開設又は住所移転等)を除き、本会への申し出を毎年3月11日～4月8日(土日祝日を除く)とさせていただきますのでご留意ください。  
 7. 保険医療機関及び保険薬局等の廃止等の理由により、住所変更をする場合はご連絡ください。  
 8. 診療報酬請求書等の受付切日は、毎月10日(土曜日、日曜日、祝祭日も同様)午前8時30分から午後5時15分までです。  
 (郵送で提出の場合は、10日必着でお願いいたします。)  
 9. オンライン請求受付運用期間は、オンライン請求システム上でご確認ください。

### 山梨県国民健康保険団体連合会

〒400-8587 甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館 四階  
 電話 055 (223) 2112 (介護・保険者支援課) 【過誤及び重度心身障害者医療費助成に係ること】  
 055 (223) 2114 (審査課) 【診療報酬明細書の審査及び返戻等・再審査に係ること】  
 【保険医療機関等の登録に係ること】  
 FAX 055 (233) 1204  
 山梨県国民健康保険団体連合会ホームページ <http://www.ymnkokuho.or.jp>